休みの申込みを受け付けます 平成31年度児童クラブ利用及び春

対象児童 している児童 庭にいない市内の小学校に就学 保護者が労働等で昼間家

書類配布 12月17日側から配布しま

※利用申込に関する書類は、児童館、 しています。 子育て支援課(甚目寺庁舎)で配布 **※**

受付期間 19 日 (土) 平成31年1月8日伙~

※同居の祖父母の就労証明書は、 ※指定の書式で提出してください。 必要書類 母(同居の祖父母)の就労証明書 クラブ登録申請書、 父

させていただきます。 労している場合、年齢に限らず提 出してください。優先順位に反映 就

受付場所 各児童館

受付時間 午前9時~午後5時

その他 場合、 どを審査し、 りする場合があります。 就労・家庭・児童の学年な 利用希望者が定員を超えた 優先順位によりお断

平成31年度の利用について

※日曜、 利用期間 平成31年4月1日/月~ ~1月3日)は閉所します。 平成32年3月31日火 祝日、年末年始(12月29日

利用時間 ※早朝延長利用時間(1日100円 午前8時~午後6時30分

- ・午前7時3分~8時
- ・午後6時3分~7時

負担金

·毎月 5,000円 (8月のみ8,000円)

免除します。 は、2人目以降の利用料金を半額 世帯で2人以上同時利用の場 合

春休みの利用について

利用期間(3月修了式翌日から4月) 給食開始前日まで(日曜日は閉所

負担金

- ・3月春休み期間 2, . 500円
- 4月春休み期間 500円
- ※春休み利用につきましては、3月 です。 利用分と4月利用分の申請が必要

問合先 総務課

444:1711

問合先

[七宝地区]

七宝児童館

2442.2550

[美和地区]

美和児童館

2443.5454

.甚目寺地区

校の|部) 甚目寺中央児童館(甚目寺東小学

1442.8036

甚目寺北児童館(甚目寺東小学校の一部)

445.1367

甚目寺南児童館(甚目寺南小学校)

443.1753

甚目寺西小学校) 甚目寺西児童館(甚目寺小学校

2442.0083

子育て支援課(甚目寺庁舎)

2444·3173



ご厚意ありがとうございました。 市民の方 寄附のお礼 現金 10, 000円



手当支給日のご案内 12月は在宅重度障害者手当の支

問合先 ので、ご確認ください。 振込み予定日は、12月25日伙です 社会福祉課

2444·3135

「特定保健指導」 を受けましょう

内を郵送しています。「特定保健指導. 養士等が一緒に、生活習慣の改善方 ごすためのヒケツをお伝えします。 法や、いつまでも健康でいきいき過 必要な方へ「特定保健指導」のご案 を受診された結果から、保健指導が あま市国民健康保険特定健康診査 健診結果から、保健師・管理栄

利用方法については郵送された特定 **問合先** 保険医療課 す。ぜひこの機会にご利用ください。 保健指導の案内をご覧ください。 めには、生活習慣病の予防が必要で これからも元気に笑顔で過ごすた

2444·3168





フを募集しています 放課後子ども教室(美和地区)のスタッ

子どもたちが楽しく安全に過ごせる 子育て支援課(甚目寺庁舎)へお気軽 を募集しています。興味のある方は、 よう、一緒に活動していただける方 美和地区の放課後子ども教室では、

市政ニュース

成30年12月末日までに、 課期日となっています。

家屋の全部、

または

部 を 取

り

壊した場合

未登記家屋を名義変更した場合

土地の利用状況を変更した場合

税務課(本庁舎)まで連絡してく

新増築された場合

③必要な持ち物をお持ちいただき、

ハガキがご自宅に届きます。

の変更をお知らせください

固定資産税は、

毎年1月1日が賦

そのため平

家屋の取り壊し等・土地の利用状況

ますので、連絡をお願いします。

税でご迷惑をおかけすることが

あ

問合先

市民課

444.3167

連絡がない場合、

固定資産税の

課 り

お願いします。

カードですので、

ご本人の来庁を

444.0509

•

得できます マイナンバー

問合先

子育て支援課

444.3173

実施場所

美和地区小学校体育館等

※謝礼をお支払いします。

②約1か月後に市役所から交付通知 送やパソコン等で申請します。 ①郵送の場合、 項を記入し、 ら印刷、作成してご利用ください。 っている場合でも使用できますの 方は、 なお、お手元の送付用封筒の差出 用封筒で送付してください。 マイナンバーカードの イトの封筒材料のダウンロードか 有効期限が平成29年10月4日にな 切手を貼らずに使用してくだ お手元に送付用封筒がない マイナンバーカード総合サ 顔写真を貼って送付 交付申請書に必要事 申込は、 郵

カー ドは初回無料で取

実施日・時間(5月から翌年2月ま

での月曜日のうち、年13回程度

(午後2時30分~5時15分)

修を受講していただきます。

にご連絡ください。

登録後は各

種

研

##12\#4\#\\\

役所開庁時間内にお越しください。

本人であることを証明する大切な

ハガキに記載のある交付場所へ市

毎年12月4日からの人権週間には、人権意識の普 及や高揚を目的とした行事が全国で行われます。市で は、日ごろ人権問題で悩みを抱えている方のために、 人権相談所を毎月開設しています。相談は無料・秘密 厳守です。お気軽にご相談ください。

人権擁護委員の退任及び新任・再任のお知らせ

平成30年9月30日に任期満了で退任された 護委員の早川秀子委員(甚目寺地区)の後任として、平 成30年10月1日付で近藤純子委員(甚目寺地区)が就 任されました。また、10月1日付で告川朝博委員、横井 公雅委員が法務大臣から委嘱をされ、人権擁護委員 活動を引き続きお願いすることとなりました。いづれも 任期は3年になります。人権に関するお悩みなどありま したら、お気軽にご相談ください。

~ブルーリボンを知っていますか~ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間(毎年12月10日~16日)

ブルーリボンとは、拉致被害者を取り戻すためのシ ンボルマークです。ブルーリボンの青色は、被害者の祖 国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」、被害者とご家 族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。 現在でも、12人の日本人の帰国が実現できていませ ん。北朝鮮による拉致被害者のご家族は、愛する家族 を取り戻すため、懸命な活動を続けています。

人権推進課 **☎**444·0398 問合先

る「本人通知制度のご案内 住民票の写し等の第三者交付に かかか

ています。 個人の権利の侵害防止を図ることを 的として、 市では不正請求や不正取得による 本人通知制度を実施

知らせする制度です。(国、 事前登録した方へ交付した事実をお 地方公共団体の機関を除く) による請求に基づいて交付したとき、 戸籍謄本等を本人の代理人や第三者 事前登録した方の住民票の写 市民課(甚目寺庁舎)、 または

七宝・美和市民サービスセンター

登録できる方 年以内の方 たは、 ・市に住民登録されている方、

ま

が過去にあった方 ・市に本籍がある方、 あま市を転出されてから5 たは 本

登録に必要なもの

許証、 は、 せください。 がお越しになる場合は、 が必要です。代理人や法定代理人 登録する本人がお越しになる場合 本人確認書類(自動車運転免 旅券、 個人番号カード等 お問い

問 合 先

市民課

444.3167